

## ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

### お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは  
依存症対策全国センター（NCASA）の  
ホームページをご覧ください。



依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>

GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】  
046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会  
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】  
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会  
090-1404-3327

## 貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。



### お問い合わせ先

日本貸金業協会  
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル

0570-051-051

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル

0120-540-558

TEL（携帯電話から）

03-3214-5020

全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性<sup>®</sup>  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

肩代わり・借金・ローン  
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など



借入れ・ローンの返済などにお困りの方は  
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁  
Financial Services Agency

# 多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、  
国（財務局）・都道府県で  
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、  
給与ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化にお  
いては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人  
情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込ま  
れる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。  
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を  
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



[https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark\\_finance.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php)

ヤミ金融から連絡があっても、  
毅然とした態度で、  
無視しましょう。



※連絡を取ることが  
あなたの情報を  
与えることになります。

もし被害にあってしまったら  
一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、  
「日本貸金業協会」、  
「都道府県庁の相談窓口」、  
「消費生活センター」、「警察」などに  
すぐに連絡してください。



## 多重債務に関するお問い合わせ先

### 一般消費者向け相談窓口

東海財務局	052-951-1764
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
法テラス岐阜	0570-078345
(公財)日本クレジットカウンセリング協会	0570-031640
岐阜県県民生活相談センター	058-277-1003
岐阜県可茂県事務所	0574-25-3111 (内線212)
岐阜県飛騨県事務所	0577-33-1111 (内線430)
岐阜県弁護士会「クレジット・サラ金法律相談」	058-265-0020
消費者ホットライン お近くの市区町村・関係機関等の相談窓口の連絡先を案内します。	188
岐阜県司法書士会	058-246-1568

### 事業者向け相談窓口

東海財務局	052-951-1764
岐阜県商工会連合会	058-277-1068
商工会議所	
岐 阜 058-264-2131	大 垣 0584-78-9111
高 山 0577-32-0380	多 治 見 0572-25-5000
関 0575-22-2266	中 津 川 0573-65-2154
美 濃 0575-33-2168	神 岡 0578-82-1130
土 岐 0572-54-1131	瑞 浪 0572-67-2222
恵 那 0573-26-1211	各 務 原 058-382-7101
美濃加茂 0574-24-0123	可 児 0574-61-0011
羽 島 058-392-9664	
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付、面談による相談 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、 お電話の際にご確認下さい。	0570-001-240
岐阜県司法書士会	058-246-1568

### ■ 法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所  
では、収入や資産が一定基準以下であるなどの条件を満たした個人  
の方を対象に無料法律相談を実施しています。

## 市区町村の相談窓口

岐阜市	消費生活課 消費生活センター	058-214-2666
大垣市	まちづくり推進課 消費生活相談室	0584-75-3371
高山市	協働推進課 消費生活センター	0577-35-2030
多治見市	くらし人権課	0572-22-1134
関市	商工課 消費生活相談室	0575-23-7355
中津川市	防災安全課 消費生活相談室	0573-66-1111 (内167)
美濃市	産業課 消費生活相談窓口	0575-33-1122 (内264)
瑞浪市	市民協働課 市民相談室	0572-68-9748
羽島市	市民総合相談室 消費生活相談窓口	058-392-9927
恵那市	商工課 消費生活相談窓口	0573-26-2131
美濃加茂市	商工観光課 広域消費生活相談室	0574-25-2111 (内462)
土岐市	生活環境課 消費生活相談窓口	0572-54-1111 (内172)
各務原市	まちづくり推進課 消費生活相談室	058-383-1884
可児市	産業振興課 消費生活センター	0574-62-1111
山県市	市民環境課 消費生活相談窓口	0581-22-6828
瑞穂市	商工農政観光課 消費生活相談室	058-328-1181
飛騨市	総務課 消費生活相談窓口	0577-73-7461
本巣市	総務課 消費生活相談窓口	0581-34-5025
郡上市	総務課 消費生活相談窓口	0575-67-1832
下呂市	商工課 消費生活相談窓口	0576-24-2639
海津市	商工振興・企業誘致課 消費生活相談窓口	0584-53-1374
関ヶ原町	地域振興課 消費生活相談窓口	0584-43-0070
神戸町	産業環境課 消費生活相談窓口	0584-27-0178
輪之内町	住民環境課 消費生活相談窓口	0584-68-0185
揖斐川町	商工観光課 消費生活相談窓口	0585-22-2111
北方町	総務危機管理課 消費生活相談窓口	058-323-1111
七宗町	総務課 消費生活相談窓口	0574-48-2346
白川村	総務課 消費生活相談窓口	05769-6-1311